

仕 様 書

1. 事業の件名

令和8年度 DMO総合支援事業
「江戸街道/訪日外国人旅行者地方分散事業 リアルゴールデンルートの招請事業」

2. 事業の概要

関東運輸局が推進している「江戸街道プロジェクト」事業と関連して、世界遺産である佐渡と江戸を結ぶ「金の道」、「北国街道」やその他街道にまつわるコンテンツを開発する。
また、「GREEN×EXPO 2027」に関連したコンテンツとして「グリーンツーリズム」を活用したコンテンツを開発し、連携先への訪日外国人旅行者送客増に寄与する事業を行う。

3. 対象地域

米国本土（ロサンゼルス）及びハワイ（ホノルル）

4. 連携先

群馬県みなかみ町 一般社団法人 みなかみ町観光協会（地域DMO）
新潟県佐渡市 一般社団法人 佐渡観光交流機構（地域DMO）

5. 事業内容（事業予算規模の目安：720万円）

（1）セールスコール（商談訪問）実施

◇事業概要

- ・参加者数：2名【連携先1箇所1名】
- ・実施時期：令和8年7月～9月 ホノルル2泊 ロサンゼルス3泊（5泊7日）
- ・訪問先：ハワイ、ロサンゼルス 計10社程度

◇業務内容

- ①訪問先の選定、アポイントメント取得、行程企画を行うこと。
- ②セールスコールに同行する英語通訳1名を手配すること。
- ③連携先職員の航空券、宿泊、国内移動手段、現地交通手段を手配すること。

（2）FAMトリップ事業

◇事業概要

- ・招請者：現地旅行会社（北米、ハワイ）、日本のランドオペレーター、メディア等 4社4名
- ・招請時期：令和8年10月～11月 4泊5日（本邦滞在分）

[選定にあたっての留意点]

- ・旅行会社の招請については、セールスコールを参考に連携先を組み込んだ旅行商品造成に意欲的な会社を提案すること。
なお、最終的な選定にあたっては、（一社）関東広域観光機構（以下「機構」という）及び連携先と協議し、決定するものとする。
- ・旅行商品の企画造成に関し、責任ある立場の者を招請すること。

◇業務内容

①招請の企画、手配、運営

- ・別紙行程（案）を参考に、アメリカにおける訪日旅行市場に訴求できる内容を提案すること。
- ※提案を受けたルート案を基本としつつも、機構及び連携先と協議した上で最終行程を決めることとなるので留意すること。
- ・被招請者の選定、招請案内等の翻訳・発送、連絡調整、プロフィール作成等の業務を行うこと。
- ・被招請者の航空券、本邦内移動、宿泊、食事、訪問施設等の手配を行うこと。
- ・行程上、必要となる有料道路通行料や駐車料、施設入場料、体験料等の費用について算定すること。
- ・宿泊は原則として1人1室とする。施設の選定にあたっては、別紙行程（案）を考慮して選定すること。また、インターネット利用環境が整った宿泊施設とすること。
- ・全行程を通してアテンドできる英語及び日本語が堪能な者を1名手配すること。（通訳業務を担当することとし、当該者の宿泊・食事等の確認を併せて行うこと。）
- ・招請に係る全行程のアテンド及び実施の記録を行うこと。（通訳業務との兼務可）
- ・専用車のドライバーの宿泊・食事等も、行程上必要であれば算定し手配すること。

②ワークショップ（検討会）の実施

- ・滞在中に1度ワークショップ（検討会）を実施すること。

③アンケートの実施

- ・被招請者に対し、今後の訪日旅行客誘致の参考となる設問項目を組み込んだアンケートを実施し、翻訳・集計・分析作業を行うこと。
- ・アンケートは被招請者全員を対象として行い、分析等を行うこと。

④事業終了後のフォローアップ

- ・事業終了後、被招請者に随時連絡を取り、各旅行会社における商品造成及び送客状況の情報収集と分析等を行うこと。

6. その他の留意点

- ①事業において、運営、管理及び庶務を行うこと。
- ②事業の実施記録については、カメラ等を用いて記録を行うこと。
- ③機構及び連携先と連絡調整等を密に行うこと。また、現地において連携先の観光事情を熟知している事業者と連携することが望ましい。
- ④本事業は機構及び連携先と十分な協議を行いながら事業を進めることとし、作業内容及び本仕様書の内容に疑義が生じたときには、その都度機構及び連携先と協議の上、その指示に従い作業を進めること。また、機構及び連携先は、作業期間中いつでもその作業状況の報告を求めることができるものとする。なお、本仕様書に定めのない事項については、その都度協議の上対応するものとする。
- ⑤本事業に関する事項について、機密を厳守し、無断で他に漏らしたり、利用したりしてはならない。
- ⑥本業務で取り扱うこととなる個人情報の管理は適正に実施すること。
- ⑦請負業者は、著作権、特許権、その他日本国又は外国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用する場合、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- ⑧事業履行の成果について生じた著作権、内容に関する著作権等は、第三者から利用許諾を受けて使用するものを除き、機構及び連携先に帰属するものとする。
- ⑨請負業者は事業を履行するにあたり、第三者に損害を与えたときは、その損害の賠償を行うものとする。
- ⑩成果物に重大な瑕疵があった場合は、原因者において、回収、修正、再印刷等必要な措置を講じること。

7. 効果測定及び成果物の提出

事業が完了したときは、事業実施報告書及び本事業効果策定報告書を作成し、事業履行期限までに提出するものとする。

(1) 効果測定

①アウトプット

- ・セールスコール訪問旅行会社 10社
- ・招請旅行会社 北米、ハワイ、日本のランドオペレーター、メディア等 4社 4名
- ・北米、ハワイの各旅行会社による同ルート掲載数：各地域2コース以上、計4コース以上

②アウトカム

- ・旅行商品予約販売数 計60人 (20日×3社)
 - ・延べ宿泊者数 120泊 (60人×2泊)
- 48,000千円 (旅行単価 \$ 5,000×60名 (各社20名×3社) ×160円) 1 \$ =160円

(2) 提出先

①本事業実施報告書・効果測定書

A4 カラー冊子、30 頁程度

②本事業実施報告書・効果測定書概要版

A4 カラー冊子、5～10 頁程度

③提出先

- ・一般社団法人 関東広域観光機構
- ・電子データ
- ・提出先

〒222-0033

神奈川県横浜市港北区新横浜2-13-4 神交共ビル

一般社団法人 関東広域観光機構

④提出期限

令和8年12月4日(金)

8. 履行期限

本事業の履行期間は契約締結の日から令和8年12月4日(金)までとする。

9. 監督職員

一般社団法人 関東広域観光機構 事務局次長 鈴木 伸一